



株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No.13
【根拠条文】 法第 27 条の 25 第 1 項
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 弁護士 森 博樹
瀧美総合法律事務所・権国法共同事業
【住所又は本店所在地】 東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 2 号
富国生命ビル 8 階
【報告義務発生日】 平成 19 年 1 月 1 日
【提出日】 平成 19 年 1 月 11 日
【提出者及び共同保有者の総数 (名)】 2
【提出形態】 連名
【変更報告書提出事由】 保有目的欄の記載を変更したこと

第 1 【発行者に関する事項】

発行者の名称	サッポロホールディングス株式会社
証券コード	2501
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京・札幌

第 2 【提出者に関する事項】

1 【提出者 (大量保有者) / 1】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者 (大量保有者)】

個人・法人の別	法人 (その他 (リミテッド・パートナーシップ))
氏名又は名称	スティー爾・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド (オフショア)・エル・ピー (Steel Partners Japan Strategic Fund (Offshore), L.P.)
住所又は本店所在地	P.O. Box 30362SMB, 3rd Floor, Harbour Centre, North Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, B.W.I
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

③【法人の場合】

設立年月日	平成 13 年 11 月 29 日
代表者氏名	SPJS Holdings, L.L.C.
代表者役職	ジェネラル・パートナー
事業内容	有価証券投資

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内 2-2-1 岸本ビル 9 階 スティーラー・パートナーズ・ジャパン株式会社 マネージャー 鳥海 忍 東京都千代田区内幸町 2-2-2 富国生命ビル 8 階 渥美総合法律事務所・外国法共同事業 弁護士 山本 和也
電話番号	03 (6212) 5063 (鳥海 忍) 03 (5501) 2111 (山本 和也)

(2)【保有目的】

投資（株主としてのリターンの享受のため。）及び、状況に応じて、経営陣への助言、重要提案行為等を行うこと。

提出者はプライベート投資ファンドであり、証券売買による利益を得ることを目的として発行者の株式を保有するものであり、適切と判断する時期及び条件により発行者の株式を市場内外において取得又は処分を行う。提出者は、発行者への投資を継続的に見直し、発行者の財務状況、発行者の株価、証券市場の状況、一般的な経済及び業界の状況等に応じて、発行者へ投資に関連し提出者が適切だと判断する行動をとることがある。当該行動には、経営陣への助言や株主権行使等を通じての発行者の株主価値向上の支援、取締役又は役員の派遣、発行者に対する資本構成又は配当方針の変更に関する提案、発行者の株式の追加取得、発行者の株式の一括又は一部売却を含むが、これらに限定されない。

(3)【重要提案行為等】

該当なし

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券又は投資証券等（株・口）	66,500,000		
新株予約権証券（株）	A	—	G

新株予約権付社債券 (株)	B	—	H
対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計 (株・口)	M 66,500,000	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P-Q)	R 66,500,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成 19 年 1 月 1 日現在)	T 366,886,885
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (R/(S+T)×100)	18.13%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	17.43%

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(7) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (U) (千円)	30,777,706
借入金額計 (V) (千円)	
その他金額計 (W) (千円)	
上記 (W) の内訳	
取得資金合計 (千円) (U+V+W)	30,777,706

② 【借入金の内訳】

該当なし

③ 【借入先の名称等】

該当なし

2 【提出者 (大量保有者) /2】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者 (大量保有者)】

個人・法人の別	法人 (その他 (リミテッド・パートナーシップ))
氏名又は名称	リバティ・スクエア・アセット・マネジメント・エル・ピー (Liberty Square Asset Management, L.P.)
住所又は本店所在地	Corporation Trust Center, 1209 Orange Street, County of Newcastle, Wilmington, Delaware 19801, U.S.A.
旧氏名又は名称	—
旧住所又は本店所在地	—

③ 【法人の場合】

設立年月日	平成 10 年 5 月 13 日
代表者氏名	M.T.J.C., Inc.
代表者役職	ジェネラル・パートナー
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	24 Federal Street, 8th Floor, Boston, MA 02110, U.S.A. Treasurer, Claire A. Walton 東京都千代田区内幸町 2-2-2 富国生命ビル 8 階 渥美総合法律事務所・外国法共同事業 弁護士 山本 和也
電話番号	(1) (617) 747-7700 (Claire A. Walton) 03 (5501) 2111 (山本 和也)

(2)【保有目的】

投資（株主としてのリターンの享受のため。）及び、状況に応じて、経営陣への助言、重要提案行為等を行うこと。

提出者はプライベート投資ファンドであり、証券売買による利益を得ることを目的として発行者の株式を保有するものであり、適切と判断する時期及び条件により発行者の株式を市場内外において取得又は処分を行う。提出者は、発行者への投資を継続的に見直し、発行者の財務状況、発行者の株価、証券市場の状況、一般的な経済及び業界の状況等に応じて、発行者へ投資に関連し提出者が適切だと判断する行動をとることがある。当該行動には、経営陣への助言や株主権行使等を通じての発行者の株主価値向上の支援、取締役又は役員への派遣、発行者に対する資本構成又は配当方針の変更に関する提案、発行者の株式の追加取得、発行者の株式の一括又は一部売却を含むが、これらに限定されない。

(3)【重要提案行為等】

該当なし

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券又は投資証券等（株・口）			4,250,000
新株予約権証券（株）	A	—	G
新株予約権付社債券（株）	B	—	H
対象有価証券カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計（株・口）	M	N	O 4,250,000
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する 株券等の数	Q		
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P-Q)	R	4,250,000	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成19年1月1日現在)【報告事由発生日 = SP の②株券等保有割合の欄と同様。】	T	366,886,885
上記提出者の株券等保有割合 (%) (R/(S+T)×100)		1.16%
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)		1.16%

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(7)【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額 (U) (千円)	
借入金額計 (V) (千円)	
その他金額計 (W) (千円)	1,579,517
上記 (W) の内訳	顧客資金
取得資金合計 (千円) (U+V+W)	1,579,517

②【借入金の内訳】

該当なし

③【借入先の名称等】

該当なし

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし。

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

スティー爾・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド (オフショア)・エル・ピー (Steel Partners Japan Strategic Fund (Offshore), L.P.)
リバティ・スクエア・アセット・マネジメント・エル・ピー (Liberty Square Asset Management, L.P.)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	66,500,000		4,250,000
新株予約権証券(株)	A	—	G
新株予約権付社債券(株)	B	—	H
対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計(株・口)	M 66,500,000	N	O 4,250,000
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の 数	P		
共同保有者間で引渡請求権 等の権利が存在するものと して控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P-Q)	R 70,750,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J +K+L)	S		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成19年1月1日現在)	T 366,886,885
上記提出者の 株券等保有割合(%) (R/(S+T)×100)	19.28%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	18.59%

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者又は共同保有者名	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
スティー爾・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド(オフショア)・エル・ピー(Steel Partners Japan Strategic Fund (Offshore), L.P.)	66,500,000	18.13%
リバティ・スクエア・アセット・マネジメント・エル・ピー(Liberty Square Asset Management, L.P.)	4,250,000	1.16%
合 計	70,750,000	19.28%

POWER OF ATTORNEY

KNOWN ALL MEN BY THESE PRESENTS, that SPJS Holdings, L.L.C., general partner of Steel Partners Japan Strategic Fund (Offshore), L.P., a limited partnership organized and existing under the laws of the Cayman Islands, with its registered office at P.O. Box 30362SMB, 3rd Floor, Harbour Centre, North Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, B.W.I. (the "Partnership"), does hereby constitute and appoint, for and on behalf of the Partnership, each of Messrs. Kazuya Yamamoto and Hiroki Mori and Ms. Emiko Obata, attorneys of Atsumi & Partners, with its office at Fukoku Seimei Bldg. 8F 2-2, Uchisaiwai-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0011, Japan, each a resident of Japan as its true and lawful agents and attorneys-in-fact with full power of substitution and revocation and with the power to execute and file with the Director-General of the Kanto Local Financial Bureau, for and on behalf of the Partnership, the Reports described in Articles 27-23 and 27-25 of the Securities and Exchange Law of Japan (the "Reports") and to do any and all acts that said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports.

IN WITNESS WHEREOF, this power of attorney was made as of this 19th day of July, 2005 by the undersigned as the authorized officer of SPJS Holdings, L.L.C.

For and on behalf of Steel Partners Japan Strategic Fund (Offshore), L.P.
by SPJS Holdings, L.L.C. as its general partner.

by:



Name: Claire A. Walton

Title: Managing Member of Liberty Square Asset Management, L.L.C.,
Managing Member of SPJS Holdings, L.L.C.

(翻訳)

委任状

ケイマン諸島の法律に基づき有効に設立され存続し、英領西インド諸島ケイマン諸島、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、ノース・チャーチ・ストリート、私書箱30362SMB、ハーバー・センター3階に登録された住所を有するリミテッド・パートナーシップであるスティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド（オフショア）・エル・ピー（「当パートナーシップ」）のジェネラル・パートナーであるエス・ピー・ジェイ・エス・ホールディングス・エル・エル・シーは、ここに、郵便番号100-0011東京都千代田区内幸町2丁目2-2富国生命ビル8階に所在する渥美総合法律事務所・外国法共同事業の日本国在住の弁護士である山本和也、森博樹及び小幡映未子を、当パートナーシップの真正かつ適法な代理人に選任・指名し、当パートナーシップを代理して日本国証券取引法第27条の23及び第27条の25に定める報告書（「報告書」）を作成し、これを関東財務局長に提出すること及び報告書の提出を履行するために同代理人が必要又は適切と思料する一切かつすべての行為を行う権限、及び復代理人を選任する権限を付与する。

これを証するため、下記署名者が、エス・ピー・ジェイ・エス・ホールディングス・エル・エル・シーの授権を受けた役員として、2005年7月19日付けをもって、本委任状を作成した。

スティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド（オフショア）・エル・ピー

ジェネラル・パートナー

エス・ピー・ジェイ・エス・ホールディングス・エル・エル・シー

署名

氏名：クレア A. ウォールトン

役職：リパティ・スクエア・アセット・マネジメント・エル・エル・シーのマネージング・メンバー兼
エス・ピー・ジェイ・エス・ホールディングス・エル・エル・シーのマネージング・メンバー

上記正誤致しました。

弁護士 山本和也



POWER OF ATTORNEY

KNOWN ALL MEN BY THESE PRESENTS, that M.T.J.C., Inc., general partner of Liberty Square Asset Management L.P., a limited partnership organized and existing under the laws of the State of Delaware, U.S.A. with its registered office at Corporation Trust Center, 1209 Orange Street, County of Newcastle, Wilmington, Delaware 19801 (the "Partnership"), does hereby constitute and appoint each of Messrs. Kazuya Yamamoto and Hiroki Mori and Ms. Emiko Obata, attorneys of Atsumi & Partners, with its office at Fukoku Seimei Bldg. 8F, 2-2, Uchisaiwai-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0011, Japan, each a resident of Japan as its true and lawful agents and attorneys-in-fact with full power of substitution and revocation and with the power to execute and file with the Director-General of the Kanto Local Financial Bureau, for and on behalf of the Partnership, the Reports described in Articles 27-23 and 27-25 of the Securities and Exchange Law of Japan (the "Reports") and to do any and all acts that said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports.

IN WITNESS WHEREOF, this power of attorney was made as of this 17th day of July, 2005
by the undersigned as the authorized officer of M.T.J.C., Inc. for and on behalf of Liberty Square Asset Management L.P.

by M.T.J.C., Inc. as its general partner.

by:



Name: Claire A. Walton

Title: Treasurer

(翻訳)

委任状

アメリカ合衆国デラウェア州法に基づき有効に設立され存続し、アメリカ合衆国デラウェア州19801、ウィルミントン、ニューキャッスル郡、オレンジストリート1209、コーポレーション・トラスト・センターに登録された住所を有するリミテッド・パートナーシップであるリバティ・スクエア・アセット・マネジメント・エル・ピー（「当パートナーシップ」）のジェネラル・パートナーであるエム・ティー・ジェイ・シー・インクは、ここに、郵便番号100-0011東京都千代田区内幸町2丁目2-2富国生命ビル8階に所在する渥美総合法律事務所・外国法共同事業の日本国在住の弁護士である山本和也、森博樹及び小幡映未子を、当パートナーシップの真正かつ適法な代理人に選任・指名し、当パートナーシップを代理して日本国証券取引法第27条の23及び第27条の25に定める報告書（「報告書」）を作成し、これを関東財務局長に提出すること及び報告書の提出を履行するために同代理人が必要又は適切と思料する一切かつすべての行為を行う権限、及び復代理人を選任する権限を付与する。

これを証するため、下記署名者が、エム・ティー・ジェイ・シー・インクの授権を受けた役員として、2005年7月17日付けをもって、本委任状を作成した。

リバティ・スクエア・アセット・マネジメント・エル・ピー

ジェネラル・パートナー

エム・ティー・ジェイ・シー・インク

(署名)

氏名：クレア A. ウォールトン

役職：トレジャラー

上記正訳致しました。

弁護士 山本和也

